

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年5月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第2編 (略)</p> <p>第3編 森林土木工事共通編</p>	<p>第2編 (略)</p> <p>第3編 森林土木工事共通編</p>
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工</p> <p>3-3-5-1 一般事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 水抜き孔</p> <p>受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>水抜き孔の施工にあたっては、水抜き孔用吸出し防止材を適切に設置しなければならない。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>3-3-5-2～3-3-5-5 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第14節 法面工(共通)</p> <p>3-3-14-1～3-3-14-2 (略)</p> <p>3-3-14-3 吹付工</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10. 吹付工の伸縮目地、水抜き孔</p> <p>受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。<u>また、吹付時に吹付材が水抜き孔内に入り込まないようにしなければならない。</u></p> <p><u>水抜き孔に吸出防止材を設置する場合は、吹付の際に、ずれないようにしなければならない。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>3-3-14-4 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工</p> <p>3-3-5-1 一般事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 水抜き孔</p> <p>受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。</p> <p>なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>3-3-5-2～3-3-5-5 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第14節 法面工(共通)</p> <p>3-3-14-1～3-3-14-2 (略)</p> <p>3-3-14-3 吹付工</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10. 吹付工の伸縮目地、水抜き孔</p> <p>受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>11 (略)</p> <p>3-3-14-4 (略)</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年5月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第15節 擁壁工（共通） 3-3-15-1 （略）</p> <p>3-3-15-2 プレキャスト擁壁工 1・2 （略）</p> <p><u>3. 吸出し防止材</u> <u>受注者は、プレキャスト擁壁の水抜き穴に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際に、ずれないようにしなければならない。</u></p> <p>3-3-15-3～3-3-15-4 （略）</p> <p>第16節 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 堤防・護岸 第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 擁壁工 4-2-6-1～4-2-6-2 （略） 4-2-6-3 場所打擁壁工 1～4 （略）</p> <p><u>5. 水抜き孔及び吸出し防止材</u> <u>受注者は、場所打擁壁工に水抜き孔を設置する場合は、背面の排水ができるように傾斜をつけて設置しなければならない。また、水抜き孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際に、ずれないようにしなければならない。</u></p> <p>第7節～第14節 （略）</p> <p>第3章～第5章 （略）</p>	<p>第15節 擁壁工（共通） 3-3-15-1 （略）</p> <p>3-3-15-2 プレキャスト擁壁工 1・2 （略）</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>3-3-15-3～3-3-15-4 （略）</p> <p>第16節 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 堤防・護岸 第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 擁壁工 4-2-6-1～4-2-6-2 （略） 4-2-6-3 場所打擁壁工 1～4 （略）</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>第7節～第14節 （略）</p> <p>第3章～第5章 （略）</p>

改 正 後	現 行
<h2>第5編 溪間・山腹工等</h2>	<h2>第5編 溪間・山腹工等</h2>
<p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第1節～第4節 （略）</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>5-3-5-1～5-3-5-3 （略）</p> <p>5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工 1～12 （略）</p> <p>13. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、<u>埋戻しの際にずれないようにしなければならぬ。</u></p> <p>5-3-5-5 （略）</p> <p>5-3-5-6 コンクリート側壁工 <u>1. 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。</u> なお、これにより難い場合は、事前の試験を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 <u>2. 受注者は、コンクリート側壁工背面の排水ができるように、傾斜をつけて水抜孔を設置しなければならない。</u> <u>また、水抜孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際にずれないようにしなければならない。</u></p> <p>5-3-5-7 間詰工及び袖かくし <u>1. 受注者は、間詰及び袖かくしの位置、構造等については、設計図書によるものとし、堤体の進捗と合わせ施工するようにしなければならない。</u> <u>2. 受注者は、間詰工及び袖かくし背面の排水ができるように、傾斜をつけて水抜孔を設置しなければならない。</u> <u>また、水抜孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際にずれないようにしなければならない。</u></p> <p>5-3-5-8 （略）</p> <p>第6節～第11節 （略）</p>	<p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第1節～第4節 （略）</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>5-3-5-1～5-3-5-3 （略）</p> <p>5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工 1～12 （略）</p> <p>13. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。</p> <p>5-3-5-5 （略）</p> <p>5-3-5-6 コンクリート側壁工 均しコンクリート、コンクリート、<u>吸出し防止材</u>の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。 [新規] なお、これにより難い場合は、事前の試験を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-3-5-7 間詰工及び袖かくし 受注者は、間詰及び袖かくしの位置、構造等については、設計図書によるものとし、堤体の進捗と合わせ施工するようにしなければならない。 [新規]</p> <p>5-3-5-8 （略）</p> <p>第6節～第11節 （略）</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年5月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第4章 流路工</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 護岸工</p> <p>5-4-3-1～5-4-3-4 (略)</p> <p>5-4-3-5 コンクリート護岸工</p> <p><u>1. コンクリート護岸工の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。</u></p> <p><u>2. 受注者は、コンクリート護岸工背面の排水ができるように、傾斜をつけて水抜孔を設置しなければならない。</u></p> <p><u>また、水抜孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際にずれないようにしなければならない。</u></p> <p>5-4-3-6～5-4-3-9 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第5章 山腹工</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-5-6-1～5-5-6-2 (略)</p> <p>5-5-6-3 コンクリート土留工</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリート土留工の背面の排水<u>ができるように</u>、傾斜を付けて水抜孔を設置しなければならない。</p> <p><u>また、水抜孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際にずれないようにしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5-5-6-4～5-5-6-13 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p> <p>第15節 吹付工</p> <p>5-5-15-1 一般事項</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第4章 流路工</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 護岸工</p> <p>5-4-3-1～5-4-3-4 (略)</p> <p>5-4-3-5 コンクリート護岸工</p> <p>コンクリート護岸工の施工については、第5編 5-3-5-4 コンクリート治山ダム本体工の規定による。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>5-4-3-6～5-4-3-9 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第5章 山腹工</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-5-6-1～5-5-6-2 (略)</p> <p>5-5-6-3 コンクリート土留工</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリート土留工の背面の排水を<u>速やかに行うよう</u>、傾斜を付けて水抜孔を設置しなければならない。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5-5-6-4～5-5-6-13 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p> <p>第15節 吹付工</p> <p>5-5-15-1 一般事項</p> <p>1～3 (略)</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年5月）」新旧対照表

改正後	現 行
<p>4. 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p><u>また、吹付時に吹付材が水抜き孔内に入り込まないようにしなければならない。</u></p> <p>5. <u>水抜き孔に吸出防止材を設置する場合は、吹付の際にずれないようにしなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>5-5-15-2～5-5-15-5 （略）</p> <p>第16節～第18節 （略）</p> <p>第6章 地すべり防止工（略）</p> <p style="text-align: center;">第6編 林道</p> <p>第1章 林道</p> <p>第1節～第6節 （略）</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>6-1-7-1～6-1-7-4 （略）</p> <p>6-1-7-5 場所打擁壁工</p> <p>場所打擁壁工の施工については、第3編 第2章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><u>受注者は、場所打擁壁工の背面の排水ができるように、傾斜を付けて水抜きを設置しなければならない。</u></p> <p><u>また、水抜き孔に吸出し防止材を設置する場合は、吸出し防止材を施工面に平滑に設置し、埋戻しの際に、ずれないようにしなければならない。</u></p> <p>6-1-7-6～6-1-7-13 （略）</p> <p>第8節～第11節 （略）</p> <p>第2章 舗装（略）</p> <p>第3章 橋梁下部</p>	<p>4. 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p><u>[新規]</u></p> <p>5. 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>5-5-15-2～5-5-15-5 （略）</p> <p>第16節～第18節 （略）</p> <p>第6章 地すべり防止工（略）</p> <p style="text-align: center;">第6編 林道</p> <p>第1章 林道</p> <p>第1節～第6節 （略）</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>6-1-7-1～6-1-7-4 （略）</p> <p>6-1-7-5 場所打擁壁工</p> <p>場所打擁壁工の施工については、第3編 第2章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>6-1-7-6～6-1-7-13 （略）</p> <p>第8節～第11節 （略）</p> <p>第2章 舗装（略）</p> <p>第3章 橋梁下部</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年5月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>6-3-6-1～6-3-6-7（略）</p> <p>6-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>1～8（略）</p> <p>9. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。<u>また、施工の際ずれないように適切に設置しなければならない。</u></p> <p>10（略）</p> <p>6-3-6-9（略）</p> <p>第7節～第12節（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p>	<p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>6-3-6-1～6-3-6-7（略）</p> <p>6-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>1～8（略）</p> <p>9. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。<u>[新規]</u></p> <p>10（略）</p> <p>6-3-6-9（略）</p> <p>第7節～第12節（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p>